

ANAスーパーフライヤーズ会則 新旧対照表 改定日 2026年12月1日

改定前 (現行規約)	改定後 (2026年12月1日改定)
<p>第1条 (名称)</p> <p>本会は、「ANA SUPER FLYERS」と称します。</p>	<p>第1条 (名称)</p> <p>本会は、「ANA SUPER FLYERS」と称します。</p>
<p>第2条 (入会資格)</p> <p>ANAを格別にご利用いただいている皆様のなかで、ANAが入会を認めた方に限り、本会への入会資格を有するものとします。</p>	<p>第2条 (入会資格)</p> <p>ANAを格別にご利用いただいている皆様のなかで、ANAが入会を認めた方に限り、本会への入会資格を有するものとします。</p>
<p>第3条 (会員)</p> <p>第2条の入会資格に該当する方が、本会則を承認のうえ、入会を申し込むことにより会員となります。</p>	<p>第3条 (会員)</p> <p>第2条の入会資格に該当する方が、本会則を承認のうえ、入会を申し込むことにより会員となります。</p>
<p>(規定なし)</p>	<p>第4条 (会員区分)</p> <p>1. 会員は、ANAが定める条件に基づき、会員区分を付与されるものとし、会員区分に応じたサービスを享受することができます。また、会員区分に応じてスター アライアンスゴールドメンバーまたはスター アライアンスシルバーメンバーのステイタスを付与されるものとします。</p> <p>2. 各会員区分において提供されるサービスの内容および提供条件の詳細は、ANAが別途定めるものとします。なお、当該内容は、改定される場合があります。</p>

第4条（会員証の発行と使用）

本会は、会員に対して会員証として「ANA SUPER FLYERS CARD」を発行します。この会員証は、三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約およびANA VISA（マスター）カード会員規約、JCB会員規約およびANA JCBカード会員規約、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約及びANAダイナースカード会員規約、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約およびANAアメリカン・エクスプレス提携カード会員規約（以下ANAカード会員規則と称す）が適用されます。会員証は、カード表面に記載された本人以外は使用できません。

第5条（会員証の発行と使用）

本会は、会員に対して会員証として「ANA SUPER FLYERS CARD」を発行します。この会員証は、三井住友カード会員規約およびANA VISA（マスター）カード会員規約、JCB会員規約およびANA JCBカード会員規約、ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約およびANAダイナースカード会員規約、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約およびANAアメリカン・エクスプレス提携カード会員規約（以下ANAカード会員規則と称します）が適用されます。会員証は、カード券面に記載された本人以外は使用できません。

第5条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、第8条に該当する場合を除き、ANAカードの有効期限に準じます。また、会員資格の継続は、第6条によりANAが認めた場合のみ行うこととし、会員証を更新し発行します。

第6条（会員資格の有効期限）

会員資格の有効期限は、第9条に該当する場合を除き、ANAカードの有効期限に準じます。また、会員資格の継続は、第7条によりANAが認めた場合のみ行うこととし、会員証を更新し発行します。



<p>(規定なし)</p>	<p>第10条 (適用規約)</p> <p>本会則に記載のない事項はANAマイレージクラブ会員規約が適用されます。</p>
<p>第9条 (会則の改訂)</p> <p>本会則の改訂については、ANAがこれを決定します。</p>	<p>第11条 (会則の改訂)</p> <p>本会則の改訂については、ANAがこれを決定します。</p>
<p>第10条 (会の改廃)</p> <p>本会の改廃については、ANAがこれを決定し、その3ヵ月以前に会員に通知します。</p>	<p>第12条 (会の改廃)</p> <p>本会の改廃については、ANAがこれを決定し、その3ヵ月以前に会員に通知します。</p>